

53. 伊達政宗の辞世の下の句

問 伊達政宗⁽¹⁾の辞世の和歌に、「曇りなき心の月を先たてて浮世の闇を晴てこそ行け」と「曇りなき心の月を先たてて浮世の闇を照してそ行く」と下の句が両様ありますが、どちらが正しいのでしょうか。

答 「晴てこそ行け」の方は「政宗記」(伊達成実。寛永19年〔1642〕成立。)⁽²⁾「照してそ行く」の方は「貞山公治家記録」⁽³⁾卷之39下(元禄16年〔1703〕成立)の所載に原拠があり、但し「貞山公治家記録」には『一本ニ晴レテコソユケトアリ』⁽⁴⁾と割註が付けてある通り、両方とも政宗の辞世として行われてきていますので、どちらが正しいと断ずるわけにはいきません。唯、「晴てこそ行け」の方が文献初出の点で古く、また、「こそ」という係詞に照応する結としては「行け」の方が文法的には自然であるといえることだけです。

これら二様の下の句のいずれを、既存の図書資料がとっているかを、類別して挙げますと次の通りになります。

1. 「晴れてこそ行け」とするもの。

1) 「政宗記」卷11(伊達成実。「仙台叢書」第11巻の内)⁽⁵⁾⁽⁶⁾

『晴てこそ行』

2) 「政宗公御名語集」(「仙台叢書」第1巻の内。別に単行本、小倉博編)⁽⁷⁾

『晴てこそ行』『はれてこそ行け』

3) 「文武名将伊達政宗卿詩歌要釈」(鈴木栄一郎・千坂庸夫)

『晴れてこそ行け』

4) 「伊達政宗卿伝記史料」(藩祖伊達政宗公顕彰会)

『はれてこそゆけ』

5) 「伊達政宗」8(山岡荘八)

『晴れてこそゆく』[×]

2. 「照してそ行く」とするもの

1) 「貞山公治家記録」卷之39下

『照シテソ行 尾ノ七字一本ニ晴
テコソユケトアリ』

2) 「藩祖遺稿」(白石時康。「仙台藩祖実録」(斎藤馨)附録)⁽⁸⁾⁽⁹⁾

『照してそゆく』

3) 「藩祖成蹟」卷之5(下飯坂秀治)⁽¹⁰⁾

『てらしてそ行く』

- 4) 「東藩史稿」卷之4 (作並清亮)
『照シテソ行く』⁽¹¹⁾⁽¹²⁾
- 5) 「伊達政宗公」〔大正14年版〕(齋藤莊次郎)
『てらしてぞゆく』
- 6) 「仙台市史」第1巻〔昭和4年版〕
『照してそ行く』
- 7) 「宮城教育」第365号郷土人物号(宮城県教育会)
『照してぞ行く』
- 8) 「仙台人名大辞書」(菊田定郷)
『てらしてぞ行く』⁽¹³⁾
- 9) 「伊達政宗卿」(藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会)
『照らしてぞ行く』
- 10) 「伊達政宗公」〔昭和10年版〕(齋藤莊次郎)
『照してぞゆく』
- 11) 「今に生きる政宗」(朝日新聞。「郷土の歴史」(仙台市)の内)
『照してぞ行く』
- 12) 「伊達政宗」(小林清治)
『照してぞ行く』
- 13) 「伊達政宗・戊辰戦争」(平重道)
『照してぞ行く』
- 14) 「伊達政宗」(渡部義顕)
『照してそ行く』
- 15) 「伊達政宗」(山田野理夫)
『照してぞ行く』
- 16) 「伊達政宗」(竹内勇太郎)
『照してぞ行く』
- 17) 「伊達政宗」(松永義弘)
『照してぞ行く』

この辞世について、「貞山公治家記録」卷之39下に『〔寛永13年5月〕○廿四日戊辰。乙卯刻、公御薨去、御年七十。○御辞世和歌アリ

曇リナキ心ノ月ヲ先タテテ浮世ノ闇ヲ照シテソ行く^{尾ノ七字一本に晴}
^{レテコソユケトアリ}』と記されています。しかし、この和歌は、約4カ月前、桃生郡十五浜へ鹿猟に赴いた時、逗留先名振〔なぶり〕⁽¹⁴⁾での作であり、⁽¹⁵⁾このことについて、「貞山公治家記録」よりも60年前に成立した、政宗の側近にあった伊達

成実の「政宗記」第11巻に、次のように記されています。『鹿狩事、同〔寛永〕十三年丙子正月十九日に。若林を立。三日路先の十五浜といふ島へ出玉ひ。鹿狩をし玉ふ。〔中略〕彼島へ出ること此限りとの心にて。名残なりと度々宣〔のたま〕ひけるが。彼島より立玉ふは宵。雨降て一日逗留。其明日の認〔したた〕めいつよりも早く過。其上の咄〔はなし〕に何れも能〔よく〕承れ。皆人々は最期の辞世とて歌を詠じ侍る。予が年如形〔かたのごとく〕なれば。此島へ出ること是限〔これかぎり〕ならん。名残のために一首連〔つらね〕んとて。

曇りなき心の月を先達て浮世の闇を晴てこそ行
と詠じ那掉〔なぶり〕を立玉ひけるが。其年逝去なれば。右歌の辞世と成けることは哀れなりしことどもなり。』また、作者不明であるが、或は伊達成実の記述かともいわれる「政宗公御名語集」下にも、次のように記されています。

『一、寛永十三年正月十九日若林御城を立たせられ、十五浜へ御鹿狩に出馬なる。〔中略〕さて御山過ぎ其次の日御入馬と相定まりし日雨ふり、其日は御逗留なされ、朝夕の御膳いつよりもはやく過して、其上御はなしに、「みな人最期の時辞世とて歌をよみ詩をつくる。げにも我等かたのごとくなれば、死期も近からんとおもひ、辞世ともならんとつらねたり。聞き候へ」と、

「曇りなき心の月をさきだてて浮世の闇をはれてこそゆけ
かくのごとくはいかがあるべき」と仰せられし時、御相伴衆〔おしょうばんしゅう〕のうちにて、「病の先に薬を用ふると申せば、かねてかやうの御心がけは御長久のいたりと存じ候。何事も千年の後の御ことのは」と祝し申さるれば、「一だん面白し。さりながら命はかぎりある物ぞ。何につけてもいたづらに年をかさね、むげに死せんはくちをしき事なり。今に死すとも残り多き事少しもなきが、老のおもひでに一合戦し、君様をもならはし申し若き子供や孫どもにいたるまで戦のやうをも見せ取りかひて死せんものを、これのみ心にかかるなり。天下みな生れかはり年の寄りたるものは高きも低きも皆死にうする。たとへ明日に如何様なる事出で来るとも、敵味方若ければ、死ぬまじき所にてあったら武者ども死せん事むげなる事なり。天下太平にて御ためにはめでたし。能き年寄にはこざかしき若者ども弟子につけて聞かせおきたき」と、まことにおぼしめし入りたる御様子にて御涙をうかべさせ給ふ。さてその次の日御帰りにされ候。』

注(1) p. 170注(1)参照。

注(2) 「仙台叢書」第11巻の内の解題。『政宗記十二巻は、仙台藩第一開国の功臣、伊達安房始め藤五郎と称す成実が、寛永九年六月より、同十九年六月に至る間に、記述したるものなるが、藩祖政宗卿の薨去は、同十三年五月なれば、其薨去前四年なる、寛永九年より筆を起し、薨去後六年なる、寛永十九年に至て、記し終りたるなり。而して巻末に年月日姓名を記して、其記述の実を明かにせられたるは、敬服申すばかりなることなり。抑〔そもそも〕成実は固より操觚者〔そうこしゃ〕にあらず。而して、其身の実記なる成実記数巻を記述したる上、更に本書十二巻を述作するが如きは、操觚専門の者なりと雖も、容易の事

にあらず、況や一武将たる成実^{なり}に於てをや。孔子言はずや、有文事者、必有武備、有武備者、必有文事と、然らば則、成実の如きは、文武兼備の良将と言はざる可〔べか〕らす。〔下略〕』

注(3) p. 330注(3)参照。p. 74注(4)をも参照。

注(4) p. 65注(2)参照。

注(5) 「政宗公御名語集」(小倉博編)の解説に、次の通り記されている。

『政宗公御名語集は伊達家四代治家記録〔性山・貞山・義山・雄山公治家記録の総称〕の引用書日中に「一、名語集^{又命期集トモ有り作者不知或ハ是モ亦成実ノ記ナリト云フ}」とあるやうに、単に名語集とも命期集ともいひ、又明語集と題した本もある。この書の前半の大部分が政宗卿の咄であるから、これに依って名語集又は明語集といひ、後半は卿の臨終薨去に関することを記してあるから、これに依って命期集といふのも、謂はれの無いことではない。

名語集と内容の同じい本で政宗記と題するのがあって、その書写の時を天和三歳〔1683〕五月九日と記してある。これがこの書の旧い名である。然るに別に伊達安房成実の著作といわれる政宗記があり、その最終の巻十、十一、十二の三巻(寛永十九年〔1642〕六月記)の中に、本書の二二・二四・二七・四〇・四二・四三・四四・四六・四八・四九・五三・五六・五九・六〇・六五・六六・七〇・七二・七四・七五・七六・七七・八五の各段と内容の同じい事項が載せてあり、文章は本書と比べて簡であるけれども多少の類似が認められる。それで、名語集の著者は成実の政宗記に基き、これを潤飾増補して尚政宗記の名を存したのが、治家記録の編纂された元禄十六年〔1703〕頃には名語集又は命期集と言はれるようになったのであると推測される。

著者は不明であるが、序跋に述べてある所や政宗卿の言行臨終の様を巨細に記してある点から推して、成実と同じく卿の側近者で、「よろず御詞の末少々常の御様子人伝(ひとつとづて)にも承り折節には拝み奉」った者と思はれる。それが小川といふ卿の侍女であると或書に記してあるのを見たことがあるけれども、これは確かでない。ただ文体から見て女性の筆も混ってゐると思はれる。

御名語集は従来写本で伝はり、仙台叢書第一巻に収載されたのが唯一の刊本である。天和三年写の政宗記が最古い本の一つで最参考になるけれども、惜しいことには、全巻の前半と後半の最後の数枚とを歛き而も尚多少の誤脱を免れない。他の諸本に至っては転写の間に多くの誤脱攪入〔ざんにゅう・混入〕を生じたのであろう、各本互に字句の相違があり、又段の数、巻の分け方にも異同がある。本書は天和三年写の政宗記に近い本(大槻文彦博士旧蔵、斎藤報恩会現蔵、仙台叢書本の原本)に基いて、上下二巻に分ち、本分を序跋及び八十八段とし、之を天和三年写の政宗記、名語集の数本、殊に成実の政宗記を以て校正し、尚一般の人の読み易いやうに仮名を漢字に改め、往々人名、年代、

語釈を註した。〔下略〕』

注(6) p.16注(1)参照。

注(7) p.52注(7)参照。

注(8) しらいしときやす。「仙台人名大辞書」(菊田定郷)に、『仏学者。字は惟文、通称蘭次郎、東磐井郡黄海村に生る。人と為り穎悟、独力書史に涉り、能く文を属す、尤も数学に精し、初め小学教育に従事す、後ち時勢の推移を知り、東京に遊び中江篤介(兆民)に就きて仏学を修む、又更に英学を攻〔おさ〕む、農商務省に官し翻譯に従事す、商業会議所条例の如き、専ら其起草制定する所なり、明治27年4月17日相州大磯に歿す、享年35、仙台弓ノ町大安寺に帰葬す。』とある。

注(9) 「仙台人物史」(今泉篁洲)に、『斎藤竹堂名ハ惟馨字ハ子徳通称ハ順治仙台藩ノ公族涌谷邑主伊達氏ノ世臣ナリ幼ニシテ大槻平泉ニ学ヒ後チ江戸ニ入り増島蘭園ニ遊ヒ尋テ昌平黌ニ入り才学兼達(俊〔はるか])に俦輩〔ちゅうはい〕ニ卓出ス古賀侗庵佐藤一斎最モ其才ヲ賞ス遂ニ擢〔ぬきん〕テ舎長トナル後チ西遊シテ京攝南海西海諸国ヲ経到ル処友ヲ求ム弘化中家ニ歸リ其母ト妻トヲ携ヒ再ヒ江戸ニ至リ帷〔い〕ヲ神田相生街ニ下シ徒〔と〕ニ授ク名声都下ニ喧〔かまびす〕シ諸侯伯其名ヲ聞キ幣ヲ厚フシテ之ヲ招ケトモ就カス仙台藩召シテ儒員ニ列セントス時ニ病ニ罹リ之ヲ辞ス後チ病愈々革〔あらた〕マリ遂ニ嘉永五年三月十一日ヲ以テ歿ス年僅ニ三十八、江戸高輪東禅寺中宗法院ニ葬ル学者其訃〔ふ〕ヲ聞キ驚悲セサルハナシ著書読史贅議仙台藩祖実録尽忠録奥羽旧事報蠡々伝〔しゅんしゅんでん〕竹堂遊記及詩文集若干卷アリ竹堂举止穆〔ぼく〕トシテ古君子ノ風アリ口ハ言ニ堪ヘサルカ如クナルモ筆ヲ取レハ則チ才藻煥發千言万語立〔たちどこ〕ロニ成一瀉千里ノ勢アリ其鋒〔ほう〕当ルヘカラス其始メ昌平黌ニアルヤ阿片始末ヲ著ハシ世ノ耳目ヲ驚カス其名是ヨリ著ハル講学ノ余暇和蘭典籍ヲ繙キ病革マルニ及フモ尚手ニ和蘭文典ヲ積〔す〕テス以テ其抱負ノ如何ヲ知ルヘシ侗庵其才ヲ歎賞シテ昌平黌ノ趙璧〔ちょうへき〕トナス固〔まこと〕ニ以〔ゆえ〕アルナリ而シテ天遽カニ其寿ヲ奪フ悲ムヘシ大槻磐溪其墓ニ標シテ曰ク斯人ニシテ死ス実ニ文運ノ一厄ナリト亦以テ知言ト謂フヘシ』とある。

注(10) しもいざかしゅうじ。「仙台人名大辞書」(菊田定郷)に『記者、春江また跛叟と号す、奥羽新聞創立当時の記者、又仙台医学校幹事、博聞強記、和漢の書に通じ和歌を善くす、仙台藩祖成蹟、仙台藩戊辰史の著あり、大正五年七月十七日歿す、享年六十七、仙台新寺小路林松院に葬る。』とある。

注(11) p.81注(3)参照。

注(12) p.178注(2)参照。

注(13) p.88注(1)参照。

注(14) 桃生郡の三浜（釜谷浜・尾崎浜・長面浜）と十二浜（名振・船越・荒浜・大須・桑浜・立浜〔たつはま〕・大浜・小島・明神・雄勝・水浜・分浜）との名数的な総称であった。このうち、釜谷浜だけが現河北町に入っており、その他の14浜は現雄勝町に入っている。なお現雄勝町は、もと十五浜村と称した。

注(15) 名振。

資料 政宗記（伊達成実）

貞山公治家記録巻之39下

政宗公御名語集（「仙台叢書」第1巻の内。小倉博編単行本）

文武名将伊達政宗卿詩歌要釈（鈴木栄一郎・千坂庸夫）

54. 「養種園」の名称

問 仙台市一本杉の養種園の園名は、どのような理由で名付けられたのでしょうか。

答 「養種園」の園名は、現在の事業内容からはかなり理解し難いものになってしまいました。そこで、命名の理由を知るためには、明治の創業時代に遡って、当時の資料に当たることをしなければなりません。

養種園は、伊達邦宗が、純良な種子・種苗を育成してこれを頒布し、郷土の農業生産の改良発展を図る目的で、一本杉邸内に私費を以て創設したもので、園名も、このような趣旨を最も適切に表現するものとして自ら命名したものであります。「伊達家史叢談」14（伊達邦宗）の中に、伊達邦宗自身が執筆した、次のような記事があります。

『養種園〔前略〕明治三十三年ノ秋、家政協議員富田鉄之助翁等ト相謀リ、玉利（喜造）農学博士ノ指導ヲ受ケ、農園ヲ仙台市保春院丁ニ開キ、養種園ト名ヅク、其ノ意種子、種苗ヲ改良スルニ在ルヲ以テナリ、其ノ播種スル所ノ種子種苗ハ、邦内ニ限ラズ、遠ク欧米、支那諸国ニ及ビ旁搜博採〔ぼうそうはくさい〕シテ良種ヲ得、実用ヲ主トシ精撰ヲ期セリ、着手以来数年ニシテ、園圃〔えんぼ〕狹隘ヲ告ゲシカバ、更ニ園域ヲ拡張シテ、四町九反七畝〔せ〕二十九歩トナス、四方ノ人士、来観踵〔きびす〕ヲ接スルニ至レリ、……明治三十三年、本園設立以来十有五年、穀菜果樹ノ種子種苗ヲ改良シ、之ヲ四方ニ頒チ、略ボ素願ヲ償フヲ得、且ツ他ノ事情モアリテ、大正三年十月、姑〔しばら〕ク本園ヲ閉チテ事業ヲ中止セリ、会々〔たまたま〕宮城県農会事業ヲ継紹〔けいしょう〕スルノ意アリ、乃チ本園ノ土地家屋一切ヲ拳ゲテ貸付シ、其ノ租ヲ収メズ、以テ其ノ発達ヲ期セリ、此レ亦タ国恩ノ万一ニ報ユルノ微意ナリ、』